



父母や配偶者が亡くなるとその遺産について相続の問題が生じます。そして、相続人間で遺産分割の協議をしますが、その場合おこる問題や注意点について説明したいと思います。

まず、遺産分割協議を有効に成立させるためには相続人全員の合意が必要です。一人でも欠けると遺産分割協議はできませんし、一人を欠いてなされた遺産分割は無効です。従って、相続でまずすべきことは相続人の確認です。亡くなった人が、親族の知らないところで子を作っていたり認知したりしていることはありうることですので、その亡くなった人の14才まで遡った戸籍の調査が必要です。戸籍が複雑な場合には司法書士や弁護士に依頼して相続人の確定が必要なこともあります。調査不十分でうっかり相続人1人をチェックできなかつたため、あとで作成した遺産分割協議書が無効となり、裁判ざたとなつてせっかく親しかつた親子兄弟が不和になったケースも経験しています。相続人の調査はしそぎてもしすぎることはないでしょう。

相続人の問題では、相続人となる者がまだ出生もない胎児の場合があります。胎児でも相続人ですので、この者をはずして有効な遺産分割協議ができませんので、このような場合には胎児が無事出産した後にその法定代理人がその協議をすることになります。

また、相続人の一人が痴呆状態の場合はどうでしょうか。その相続人は判断能力がありませんので、遺産分割協議ができませんし、その人の署名押印があつてもその協議書は無効です。この場合は家庭裁判所に成年後見人の選任を申し立て、成年後見人を選任してもらう必要があります。そして選任された成年後見人は裁判所の許可を得て、その痴呆状態の相続人にかわり遺産分割協議に参加することになります。

また、相続人がどこにいるかわからない場合はどうでしょうか。生死不明の場合と生きているが所在不明の場合があります。

7年間その生死が不明の場合にはその人を死亡したとみなす失踪宣告の制度があります。その場合は家庭裁判所に失踪宣告の申し立てをし、その決定を得ます。そして、その人を除いた相続人で遺産分割協議をします。

相続人が生きているが、所在不明の場合はどうでしょうか。一般的にはその相続人に不在者の財産管理人を選任してもらうことになります。家庭裁判所に不在者の財産管理人の選任の申し立てをし、選任された財産管理人がその分割協議に加わります。

相続人が確定し、有効に分割協議に加わる人が整うと次に分割の対象となる遺産の範囲が問題となります。これについては次回説明します。